

漁港の 利用について

近年、海洋性レクリエーションなどで漁港を訪れる人も多く、漁港の利用をめぐる様々なトラブルが発生しています。

ここでは、漁港利用にあたって是非とも守っていただきたい基本的なルールとマナーを掲載しました。

- 1** プレジャーボートなどで漁港を利用するときは、管轄する市町村役場に照会してください。



- 2** コンブの干場など漁業者の作業場や立入禁止施設、防波堤など危険な場所には立ち入らないようにしましょう。

- 3** 漁港内及び漁港周辺の迷惑駐車は絶対にやめましょう。

- 4** 港口付近での釣りは漁船と接触する恐れがあり、危険ですのでやめましょう。



- 5** 沖合の漁業施設（ロープ・網・浮き玉など）に係留したり、網に針を掛けたりしないよう気を付けましょう。



- 6** 航行ルールを守り、漁船の操業や航行を妨げないように注意しましょう。



- 7** 弁当の包装紙、空き缶、ビニール袋などのゴミや余った餌・釣針等は漁港に捨てないで、責任を持って持ち帰りましょう。

- 8** 天候や海況を確認し、ムリせず危険は避けて、沖へ出る場合には必ず救命胴衣を着用しましょう。

注意!!

漁港の区域内には、漁船以外の船舟の「放置等禁止区域」と、遊泳（潜水、入水し釣りをする行為を含む）を規制する「遊泳禁止区域」が指定されています。漁港内でのプレジャーボート等の放置や遊泳はやめましょう。違反した場合は罰金や過料に処されることがあります。詳しい内容は、お近くの総合振興局又は振興局水産課にお問い合わせください。

さけ・ます釣りに 関する規制

さけ・ますは、漁業資源としての重要性から、釣りに関して様々な規制があります。

内水面

内水面でのさけ・ますの採捕は全面的に禁止されていますが、例外として次に掲げるものなどが認められています。

1. 増殖に関すること

各地区の「さけ・ます増殖事業協会」が行う、増殖に用いるさけ・ますの採捕。

2. 調査を目的としたもの

釣りに関するさけ・ますの調査として、「有効利用調査」があります。

「有効利用調査」とは、釣り資源や環境教育の場として河川内でのさけ・ますを活用する可能性を調査するものです。

釣り人の皆さんが、事前に事務局に申し込み、「採捕従事者」として登録されると、調査を実施している河川内でさけ・ますを釣ることができます。

平成28年度は、次の2河川で実施されましたが、平成29年度以降の実施についての詳細は未定となっておりますので、7月頃に各事務局に確認してください。

1) 忠類川 事務局：標津漁業協同組合「忠類川さけ・ます有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 0153-82-2341 FAX 0153-82-2879

2) 浜益川 事務局：(一社)石狩観光協会浜益事務所「浜益川さけ有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 0133-79-5700 FAX 0133-79-5701

注意!!

有効利用調査実施河川で採捕従事者となる以外には、河川内でさけ・ますを釣ることはできません。 ※

※ここでいう「ます」とは、北海道内水面漁業調整規則で採捕が禁止されている次の魚種です。
→さくらます・からふとます・べにます・ぎんます・ますのすけ